

食品名	基準値 案 ppm	クロチアニジン				登録 有無	登録 有無	作物残留試験成績 ppm	チアトキサム			チアトキサム由来 クロチアニジン 作物残留試験成績 ppm	暫定基準案 (2次案)
		参考基準値			登録保留 基準値 ppm				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm			
		登録 有無	登録保留 基準値 ppm	国際 基準 ppm									
キウイ	0.02		0.5		0.5		経過措置			0.02	カナダ	0.5	
パパイア			0.5		1					0.02	カナダ	0.5	
アボカド	0.02		0.5		1					0.02	カナダ	0.5	
パイナップル	0.02		0.5		1					0.02	カナダ	0.5	
グアバ			0.5		1					0.02	カナダ	0.5	
マンゴー			0.5		1					0.02	カナダ	0.5	
パッションフルーツ	1		0.5		1					0.02	カナダ	0.5	
なつめやし	0.02		0.5		5					0.02	カナダ	5	
その他の果実	4		5				○			0.25	アメリカ	5	
ひまわりの種子	0.02									0.02	アメリカ	0.01	
ごまの種子	0.02									0.02	カナダ		
べにばなの種子	0.02									0.02	アメリカ	[米国ひまわりの種子を参考] ＜0.01(n=20)／(0.01(n=22)×) 0.03	
綿実	0.02									0.10	アメリカ	0.01	
なたね	0.01			0.01	アメリカ					0.02	アメリカ	0.01	
その他のオイルシード	0.02									0.02	アメリカ	0.01	
ぎんなん	0.02									0.02	カナダ		
くり	0.02									0.02	カナダ		
ペカン	0.02									0.02	アメリカ	0.01	
アーモンド	0.02									0.02	カナダ		
くるみ	0.02									0.02	カナダ		
その他のナッツ類	0.02									0.02	カナダ		
茶	50	○	50					37.6(5), 2.42, 9.92/36.4, 2.27, 8.70	15	0.02	カナダ	50	
コーヒー豆	0.04									0.05	アメリカ	0.03	
カカオ豆	0.02									0.02	カナダ		
ホップ	0.02									0.02	カナダ		
牛の筋肉	0.02									0.02	アメリカ	0.01	
豚の筋肉	0.02									0.02	アメリカ	0.01	
羊の筋肉	0.02									0.02	アメリカ	0.01	
馬の筋肉	0.02									0.02	アメリカ	0.01	
山羊の筋肉	0.02									0.02	アメリカ	0.01	
牛の脂肪	0.02									0.02	アメリカ	0.01	
豚の脂肪	0.02									0.02	アメリカ	0.01	
羊の脂肪	0.02									0.02	アメリカ	0.01	
馬の脂肪	0.02									0.02	アメリカ	0.01	
山羊の脂肪	0.02									0.02	アメリカ	0.01	
牛の肝臓	0.02									0.02	アメリカ	0.01	
豚の肝臓	0.02									0.02	アメリカ	0.01	
羊の肝臓	0.02									0.02	アメリカ	0.01	
馬の肝臓	0.02									0.02	アメリカ	0.01	
山羊の肝臓	0.02									0.02	アメリカ	0.01	

食品名	基準値 案 ppm	クロチアニン				作物残留試験成績 ppm	登録 有無	チアメトキサム				チアメトキサム由来 クロチアニン 作物残留試験成績 ppm	暫定基準案 (2次案)
		参考基準値						参考基準値					
		登録 有無	登録 基準値 ppm	国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm			登録 有無	登録 基準値 ppm	国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
牛の腎臓	0.02								0.02	アメリカ		0.01	
豚の腎臓	0.02								0.02	アメリカ		0.01	
羊の腎臓	0.02								0.02	アメリカ		0.01	
馬の腎臓	0.02								0.02	アメリカ		0.01	
山羊の腎臓	0.02								0.02	アメリカ		0.01	
牛の食用部分	0.02								0.02	アメリカ		0.01	
豚の食用部分	0.02								0.02	アメリカ		0.01	
羊の食用部分	0.02								0.02	アメリカ		0.01	
馬の食用部分	0.02								0.02	アメリカ		0.01	
山羊の食用部分	0.02								0.02	アメリカ		0.01	
乳	0.01				0.01	アメリカ	<0.01		0.02	アメリカ		0.01	
鶏の筋肉	0.02								0.02	オーストラリア		0.01	
その他の家禽の筋肉	0.02								0.02	オーストラリア		0.01	
鶏の脂肪	0.02								0.02	オーストラリア		0.01	
その他の家禽の脂肪	0.02								0.02	オーストラリア		0.01	
鶏の肝臓	0.02								0.02	オーストラリア		0.01	
その他の家禽の肝臓	0.02								0.02	オーストラリア		0.01	
鶏の腎臓	0.02								0.02	オーストラリア		0.01	
その他の家禽の腎臓	0.02								0.02	オーストラリア		0.01	
鶏の食用部分	0.02								0.02	オーストラリア		0.01	
その他の家禽の食用部分	0.02								0.02	オーストラリア		0.01	
鶏の卵	0.02								0.02	オーストラリア		0.01	
その他の家禽の卵	0.02								0.02	オーストラリア		0.01	

注1) きょうな、非経口摂取、セロリ、ニガウリ、食用ヘチマ、トウガン、れんこん、すもも、ハム、パイ、及びマンゴーについては、農薬取締法第12条の規定に基づき農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令第2条第1項の経過措置に付し、農林水産省において、登録基準の範囲内でマイナー作物としてクロチアアニン使用を承認している。

注2) バジル、アセロラ、ウルイ、ニラ、トウガン、セルリー、非経口摂取、エンサイ、モロヘイヤ、マンゴー、トウガラシ類、シシトウ、実エンドウ、ミョウガ、アーティチョーク、アマランサス(葉)、エストラゴン、エンダイブ、オレガノ、カラシナ、コリアンダー、食用月桂樹、食用タンポポ、セージ、ソレル、タイム、チャーマー、パセリ、ハッカ、フェンネル、マジョラム、ミズナ、ルッコラ、レモンダラ、レモンバーム、ローズマリー、アケビ、カボチャ、グアバ(葉)、食用ヘチマ、ニガウリ、パッションフルーツ、バナナ、パイナップル及びオクラについては、農薬取締法第12条の規定に基づき農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令第2条第2項の経過措置に付し、農林水産省において、登録基準の範囲内でマイナー作物としてチアメトキサム使用を承認している。

注3) 米、小麦、大豆、とうもろこし、ジャガイモ、サトウ、サトイモ、ダイコン、大根、人参、セロリ、ニガウリ、食用ヘチマ、トウガン、れんこん、すもも、ハム、パイ、及びマンゴーについては、農薬取締法第12条の規定に基づき農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令第2条第1項の経過措置に付し、農林水産省において、登録基準の範囲内でマイナー作物としてクロチアアニン使用を承認している。

注4) “#”を付記した作物残留試験成績は、適用範囲内で試験がなされていない場合、参考とした作物残留試験成績に付し、[米]〇〇を参考)に記し、当該作物の作物残留試験成績を示した。

注5) “+”を付記した作物残留試験成績は、適用範囲内で試験がなされていない場合、参考とした作物残留試験成績に付し、[米]〇〇を参考)に記し、当該作物の作物残留試験成績を示した。

注6) “S”を示した、クロチアアニンの主要成分、セロリ、ニガウリ、食用ヘチマ、トウガン、れんこん、すもも、ハム、パイ、及びマンゴーについては、農薬取締法第12条の規定に基づき農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令第2条第1項の経過措置に付し、農林水産省において、登録基準の範囲内でマイナー作物としてクロチアアニン使用を承認している。

注7) “S”を示した、クロチアアニンの主要成分、セロリ、ニガウリ、食用ヘチマ、トウガン、れんこん、すもも、ハム、パイ、及びマンゴーについては、農薬取締法第12条の規定に基づき農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令第2条第1項の経過措置に付し、農林水産省において、登録基準の範囲内でマイナー作物としてクロチアアニン使用を承認している。

答申 (案)

クロチアニジン

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.5
小麦	0.02
大麦	0.02
ライ麦	0.02
とうもろこし	0.01
そば	0.02
その他の穀類(注1)	0.02
大豆	0.1
小豆類(いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。)	0.3
えんどう	0.02
そら豆	0.02
らつかせい	0.02
その他の豆類(注2)	0.02
ばれいしょ	0.25
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05
かんしょ	0.1
やまいも(長いもをいう。)	0.02
こんにやくいも	0.02
その他のいも類(注3)	0.02
てんさい	0.1
さとうきび	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)	5
かぶ類の根	0.02
かぶ類の葉	0.02
西洋わさび	0.02
クレソン	0.02
はくさい	0.1
キャベツ	0.70-5
芽キャベツ	0.02
ケール	0.02
こまつな	0.5
きょうな	5
カリフラワー	0.02
ブロッコリー	0.3
その他のあぶらな科野菜(注4)	5
ごぼう	0.02
サルシフィー	0.02
アーティチョーク	2
チコリ	2
エンダイブ	2
しゅんぎく	0.02
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	3
その他のきく科野菜(注5)	2
たまねぎ	0.02
ねぎ(リーキを含む。)	0.70-5
にんにく	0.02
アスパラガス	0.02
わけぎ	2
その他のゆり科野菜(注6)	2

クロチアニジン(つづき)

食品名	残留基準値 ppm
にんじん	0.02
パースニップ	0.02
パセリ	2
セロリ	5
みつば	0.02
その他のせり科野菜(注7)	2
トマト	2
ピーマン	3
なす	1
その他のなす科野菜(注8)	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	2
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.4
しろり	0.02
すいか	0.20-1
メロン類果実	0.30-2
まくわうり	0.02
その他のうり科野菜(注9)	2
ほうれんそう	0.02
オクラ	1
しょうが	0.02
未成熟えんどう	0.02
未成熟いんげん	0.5
えだまめ	0.2
マッシュルーム	0.02
しいたけ	0.02
その他のきのこ類(注10)	0.02
スペアミント	0.3
ペパーミント	0.3
その他の野菜(スペアミント及びペパーミントを除く。)(注11)	2
みかん	1
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実(注12)	2
りんご	1
日本なし	1
西洋なし	1
マルメロ	1
びわ	1
もも	0.70-5
ネクタリン	0.2
あんず(アプリコットを含む。)	0.2
すもも(プルーンを含む。)	5
うめ	3
おうとう(チェリーを含む。)	5
いちご	0.05
ラズベリー	0.02
ブラックベリー	0.02
ブルーベリー	0.1

クロチアニジン(つづき)

食品名	残留基準値 ppm
クランベリー	0.02
ハックルベリー	0.1
その他のベリー類果実(注13)	0.1
ぶどう	53
かき	0.5
バナナ	1
キウイ	0.02
パパイヤ	1
アボカド	0.02
パイナップル	0.02
グアバ	1
マンゴー	1
パッションフルーツ	1
なつめやし	0.02
その他の果実(注14)	4
ひまわりの種子	0.02
ごまの種子	0.02
べにばなの種子	0.02
綿実	0.02
なたね	0.01
その他のオイルシード(注15)	0.02
ぎんなん	0.02
くり	0.02
ペカン	0.02
アーモンド	0.02
くるみ	0.02
その他のナッツ類(注16)	0.02
茶	50
コーヒー豆	0.04
カカオ豆	0.02
ホップ	0.02
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.02
羊の筋肉	0.02
馬の筋肉	0.02
山羊の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.02
羊の脂肪	0.02
馬の脂肪	0.02
山羊の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.02
豚の肝臓	0.02
羊の肝臓	0.02
馬の肝臓	0.02
山羊の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.02
羊の腎臓	0.02
馬の腎臓	0.02
山羊の腎臓	0.02

クロチアニジン(つづき)

食品名	残留基準値 ppm
牛の食用に供される部分(筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除く。以下単に「食用部分」という。)	0.02
豚の食用部分	0.02
羊の食用部分	0.02
馬の食用部分	0.02
山羊の食用部分	0.02
乳	0.01
鶏の筋肉	0.02
その他の家さんの筋肉(注17)	0.02
鶏の脂肪	0.02
その他の家さんの脂肪	0.02
鶏の肝臓	0.02
その他の家さんの肝臓	0.02
鶏の腎臓	0.02
その他の家さんの腎臓	0.02
鶏の食用部分	0.02
その他の家さんの食用部分	0.02
鶏の卵	0.02
その他の家さんの卵	0.02

- 注 1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、小麦粉、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- 注 2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆及びらつかせい以外のものをいう。
- 注 3)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
- 注 4)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、カリフラワー及びブロッコリー以外のものをいう。
- 注 5)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく及びレタス以外のものをいう。
- 注 6)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、アスパラガス及びわけぎ以外のものをいう。
- 注 7)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ及びみつば以外のものをいう。
- 注 8)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 注 9)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 注 10)「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- 注 11)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ及びきのこ類以外のものをいう。
- 注 12)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ及びライム以外のものをいう。
- 注 13)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- 注 14)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし以外のものをいう。
- 注 15)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実及びなたね以外のものをいう。
- 注 16)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- 注 17)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

〔参考〕

クロチアニジンの残留農薬基準(案)に対する要望

農林水産省

作物名	基準値案	要望案	要望理由	参考	
				クロチアニジン 保留基準	チアメキサム 保留基準
キャベツ	0.5	0.7	クロチアニジン及びチアメキサムのキャベツにおける作物残留試験の結果、クロチアニジンの残留量は0.18ppm、チアメキサム由来のクロチアニジン残留量は0.028ppmであったため。		1
ねぎ	0.5	0.7	クロチアニジン及びチアメキサムのねぎにおける作物残留試験の結果、クロチアニジンの残留量は0.14ppm、チアメキサム由来のクロチアニジン残留量は0.076ppmであったため。	5	2
すいか	0.1	0.2	クロチアニジン及びチアメキサムのすいかにおける作物残留試験の結果、クロチアニジンの残留量は0.022ppm、チアメキサム由来のクロチアニジン残留量は0.007ppmであったため。	0.5	0.5
メロン	0.2	0.3	クロチアニジン及びチアメキサムのメロンにおける作物残留試験の結果、クロチアニジンの残留量は0.038ppm、チアメキサム由来のクロチアニジン残留量は0.014ppmであったため。	0.5	0.5
もも	0.5	0.7	クロチアニジン及びチアメキサムのももにおける作物残留試験の結果、クロチアニジンの残留量は0.124ppm、チアメキサム由来のクロチアニジン残留量は0.12ppmであったため。	0.5	0.5
ぶどう	3	5	クロチアニジン及びチアメキサムのぶどうにおける作物残留試験の結果、クロチアニジンの残留量は1.43ppm、チアメキサム由来のクロチアニジン残留量は0.12ppmであったため。	5	2